

令和 8 年度 体験型環境学習プログラム実践事業 体験型環境学習プログラム実施団体応募要領

香川県では、学校や地域における環境学習を支援するため、体験活動を通じた環境学習に関して豊富な知識や経験を有する県内の民間団体等の皆さんに、学校等(※)で体験型の環境学習プログラムを実施していただく「体験型環境学習プログラム実践事業」を行っています。

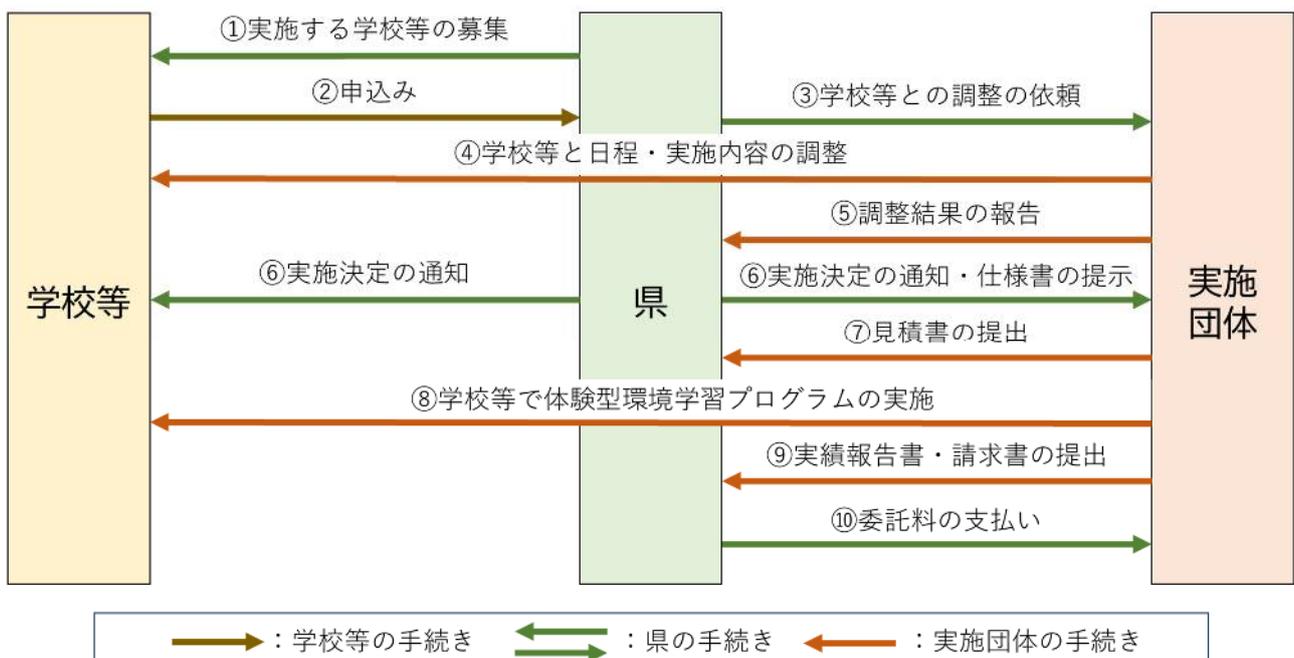
このたび、令和8年度に体験型環境学習プログラムを実施する団体(以下「実施団体」という。)を次のとおり募集します。

令和8年3月16日 香川県知事 池田 豊人

1 体験型環境学習プログラム実践事業の流れ

体験型環境学習プログラム実践事業の流れは次のとおりです。

番号	実施主体	内容
①	県	体験型環境学習プログラムを実施する学校等を募集する。
②	学校等	希望するプログラム等を県に申し込む。
③	県	希望するプログラムの実施団体に学校等との日程調整等を依頼する。
④	実施団体	学校等と日程や実施内容を調整する。
⑤	実施団体	学校等との調整結果を県に報告する。
⑥	県	学校等と実施団体に、それぞれ実施決定を通知する。 実施団体に対しては、仕様書を提示する。
⑦	実施団体	見積書を県に提出する。
⑧	実施団体	学校等でプログラムを実施する。
⑨	実施団体	プログラムの実施後、実績報告書と請求書を県に提出する。
⑩	県	実施報告書の内容を確認後、請求書に基づいて委託料を支払う。



※学校等とは、未就学児が通う施設(幼稚園、保育園(所)、認定こども園等(以下「幼稚園等」という。))、小学校、中学校、特別支援学校をいいます。なお、幼稚園等の対象者は3歳児以上とします。

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1)香川県内に本店若しくは営業所、活動拠点を有する民間企業、特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3)香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でない者
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (6)香川県税に滞納のない者であること。
- (7)環境学習に関する豊富な知識・経験を有し、学校等でプログラムを実施できる人員が所属していること。(当該人員と業務委託契約等を締結している場合を含む。)

3 プログラムの要件

次に掲げる要件を満たすプログラムとします。

- (1)環境保全への理解と関心を深めるテーマ設定
参加型の体験活動を軸とし、環境保全に対する理解を深め、学習者の主体的な関心を促す内容であること。
- (2)ストーリー性と展開の工夫
一貫したストーリー性(構成)を持ち、体験や遊びの要素を取り入れた、学習者の興味を惹きつける展開であること。
- (3)学校現場における実施可能性と簡便性
学校等の教育現場において円滑に実施可能な計画であること。
教材(デモンストレーション用・グループ学習用)を使用する場合は、現場での準備や調達が容易なものであること。
- (4)安全管理とリスク対応の明示
実施に伴うリスクの予測及び安全対策が具体的に示されていること。
なお、屋外活動を含む場合は、雨天時の対応についても明記すること。

<留意点>

プログラムには、平成24・25年度に県が作成した次の4つのプログラムを含みます。

これらのプログラムの実施を提案する団体が複数ある場合は、日程や活動状況等を考慮した上で、実施団体を選定します。

- ①「たべものがたり」
- ②「みずものがたり」
- ③「葉っぱの不思議な力」
- ④「ごみものがたり」

4 経費の支払い

プログラムの実施に必要な経費は、予算の範囲内において委託料として県が負担します。算定にあたっては、以下の条件を遵守してください。

- (1) 委託料の上限額(1箇所あたり)
 - 小・中学校等: 30,000 円(税込)
 - 幼稚園等: 20,000 円(税込)
- (2) 講師謝金の基準
 - 講師 1 名につき、1 時間あたり 5,000 円を上限とします。
 - 小・中学校等での実施の場合は、「1 時限(45 分～50 分)」を 1 時間として換算します。
- (3) 旅費(自家用車利用の場合)
 - 職員等の旅費に関する条例に準じ、1km あたり 20 円として算出した金額を支払います。

5 応募方法

実施団体となることを希望する者は、【様式1】～【様式3】に必要事項を記入のうえ、提出してください。

- (1) 提出先及び提出方法
 - 下記「10 問合せ先」まで電子メール(期限内必着)により提出してください。
- (2) 提出書類
 - 次の書類を所定の部数・形式にてご提出ください。

No.	書類の名称	部数	形式
①	【様式 1】体験型環境学習プログラム実施団体応募申込書	1 部	PDF
②	【様式 2】団体活動状況表・プログラム一覧表	1 部	PDF
③	【様式 3】プログラム説明書・プログラム経費内訳書	各 1 部※	PDF

※③について、複数のプログラムを提案される場合は、1つのプログラムあたり、1部のプログラム説明書・プログラム経費内訳書を作成してください。

- (3) 受付期間
 - 令和8年3月16日(月)～令和8年3月 30 日(月)17 時 15 分まで
- (4) その他
 - 提案いただくプログラム数についての制限は設けません。
 - 期間内に提出がない場合又は提出書類に不備があった場合は、受付できません。

6 選定方法

県が設置する選定委員会において、提出書類をもとに団体及びプログラムを審査し、別添「審査基準」に記載した要件を全て満たしている実施団体及びプログラムを選定します。

なお、審査の過程で、申込者によるプレゼンテーションが必要と判断した場合は、県から申込者に対してプレゼンテーションの日時・場所及び方法等を通知し、申込者はプレゼンテーションを実施するものとします。

審査終了後は、申込者に対して、速やかに審査結果を通知します。なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けません。

7 スケジュール

3月16日	募集開始
3月30日	応募申込書の受付締切り
4月14日(予定)	審査結果の通知
4月下旬(予定)	実施する学校等の募集開始

8 個人情報等の取扱い

選定した団体及びプログラムに関する情報等につきましては、個人情報として次のとおり取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

(1) 一般への情報提供

体験型環境学習プログラムを実施する学校等を募集するため、団体名、団体の種別(企業、特定非営利活動法人、ボランティア団体等)、プログラム提案内容(画像を含む。)を公開します。

また、プログラム実施時の写真については、ご承諾いただいた上で、県ホームページ等で公開することがあります。

(2) 学校等への情報提供

体験型環境学習プログラムの実施について学校等から県に申込書の提出があった場合、当該学校等に対し、団体の連絡先など、県にご提出いただいた全ての情報を提供します。

9 その他

(1) 提出書類の作成及び提出等に要する費用は、全て申込者の負担とします。

(2) 本募集は、令和8年4月1日以降で、令和8年度予算の執行が可能となったときに、効力が生ずるものとします。

(3) プログラムの内容は、個別に学校等と調整した結果、提案どおりにならない場合があります。(県から提示する仕様書の内容に基づき、適宜プログラム内容の調整をお願いします。)

10 問合せ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県環境森林部環境政策課 総務・地域環境グループ 藤田
電話番号:087-832-3213
メールアドレス:kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

審査基準

1 応募資格の要件

①	香川県内に本店若しくは営業所、活動拠点を有する民間企業、特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体であること。
②	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
③	香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者
④	宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でない者
⑤	会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。 ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者 ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
⑥	香川県税に滞納のない者であること。
⑦	環境学習に関する豊富な知識・経験を有し、学校等でプログラムを実施できる人員が所属していること。(当該人員と業務委託契約等を締結している場合を含む。)

2 プログラムの要件

①	【環境保全への理解と関心を深めるテーマ設定】 参加型の体験活動を軸とし、環境保全に対する理解を深め、学習者の主体的な関心を促す内容であること。
②	【ストーリー性と展開の工夫】 一貫したストーリー性(構成)を持ち、体験や遊びの要素を取り入れた、学習者の興味を惹きつける展開であること。
③	【学校現場における実施可能性と簡便性】 学校等の教育現場において円滑に実施可能な計画であること。教材を使用する場合は、現場での準備や調達が容易なものであること。
④	【安全管理とリスク対応の明示】 実施に伴うリスクの予測及び安全対策が具体的に示されていること。 なお、屋外活動を含む場合は、雨天時の対応についても明記すること。
⑤	【経費】 体験型環境学習プログラム実施団体応募要領「4 経費の支払い」に定める条件を遵守しており、プログラムの実施に不要な経費が計上されていないこと。

3 審査方法

審査は、県が設置する選定委員会の委員が上記1及び2の要件について、満たしているか、満たしていないかの○×方式で行います。過半数の委員が×とした要件が1つでもあるプログラムは不採用とします。